

決済システムの安定性をどう確保するか : 預金保険制度 vs ナローバンク制度

その他のタイトル	Which More Reasonably Secures the Payment System, the Deposit Insurance or the Narrow-Banking?
著者	岩佐 代市
雑誌名	関西大学商学論集
巻	47
号	4-5
ページ	783-807
発行年	2002-12-26
URL	http://hdl.handle.net/10112/00018933

決済システムの安定性をどう確保するか*

——預金保険制度 vs ナローバンク制度——

岩佐代市

1. はじめに一問題意識と視点—

金融システムの安定性を確保する仕組みの一つに預金保険制度というのがある。しかし、預金保険制度は制度デザインのいかんにも依存するが、モラルハザードないし市場規律の低下をもたらし、金融システムをかえって不安定化させる要因ともなり得る。それにも拘わらず、近年では世界各地で預金保険制度の創設やその整備拡充が相次いでいる。

米国でも既存の制度をさらに改善するべく努力が積み重ねられている。すなわち、1980年代の金融機関危機を経て預金保険制度の仕組みとその運用のあり方は Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991 (「1991年預金保険公社改善法」, 以下 FDICIA-1991) によって抜本的に改善された。ところが、現在また新たな改革法案 (「2002年預金保険公社改革法案」 (FDIC Reform Act of 2002, 以下 FDICRA-2002) が審議されている。このような改革改善の積み重ねは、環境変化に対応した預金保険制度の進化発展過程として理解できるが、その制度はいつそう複雑化し制度維持・運用のコストはますます無視し得ないものになりつつある。の

* 本稿は、「平成13年度関西大学学部共同研究費」および「平成14年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)(課題番号14530121)」の支援に基づく研究成果の一部である。記して、感謝の意を表したい。

みならず、進化発展にも拘わらずモラルハザードは必ずしも消滅しない。この点に鑑みれば、預金保険制度に代わる抜本的改革案としてのナローバンク (Narrow Bank) 概念—それは、預金見合いの銀行資産を安全性の高いものに限定し、決済手段たる預金を資産価値変動リスクから隔離するための工夫である—は、依然検討に値するものであることが理解されよう。

本稿は、金融システムの安定化、とりわけ決済システムの安定化の仕組みとして、預金保険制度に代わる有効にして実際的な制度としてのナローバンクの実現可能性を模索する一連の研究の一部を成す。次節では、預金保険制度に関わるわが国の最近の論議 (特に、ペイオフ凍結解除と決済システム安定化に関する論議) ならびに米国の預金保険制度改正の動き等に言及する。3 節では、金融システムが果たすべき機能と決済システムの安定性確保に関する概念上の整理を行い、預金保険制度の目的や役割をあらためて考察する。4 節では、預金保険制度の世界的広がりの実態を観察するとともに、預金保険制度の存在やその制度的特徴と金融危機の発生確率との密接な関連を証拠づける実証分析を参考に、預金保険制度に内在する問題点を考察する。5 節では預金保険制度に代わる抜本的銀行制度改革案としてのナローバンク概念を整理し、その趣旨の有効性について議論を行う。6 節はナローバンク制度の実現可能性が技術革新の応用を通じて高まっていることを示唆し、併せて今後の研究課題を指摘する。

2. 最近の論議の推移

2002年度半ばに株価の下落傾向がいつそう強まるや、年度末に予定されていた流動性預金をも含む全面的なペイオフの凍結解除¹⁾をめぐる是非論が再燃した。

金融庁および政府はペイオフ凍結を予定どおり解除するスタンスをとり

1) 90年代半ば以降凍結されてきたペイオフは、定期預金については2001年度末に凍結解除され、流動性預金についても2002年度末に解除の予定となっていた。

続けてきたが、凍結解禁は予定どおりとするも決済システムの安定性を確保するための新たな対策を採ると首相が表明（2002年8月1日）してから、事態の推移は一変する。金融庁は、急ぎ金融審議会に諮り、ペイオフ凍結は完全解除し、同時に「金利支払の無い流動性預金」を新設してこれを全額保証するというプランを打ち出した（金融審議会案は9月3日公表）。これに対し、銀行界は当座預金を持たない消費者・中小企業（あるいは地方自治体等）向けの新たな「金利無し普通預金」を創設する時間的猶予がないとしてこのプランを批判した²⁾。金融庁はペイオフ凍結の完全解除を5ヶ月先送りするとの妥協案を示すが（9月19日）、内閣改造の一環で登板した新金融担当大臣はあっさりペイオフ凍結解除自体を2年延期するとした。この段階ではおそらく合理的で適切と思われる決断を下したものと評価できる。

ところで、「金利無しの普通預金」が果たして望ましい金融商品・金融手段と言えるであろうか。自由度の高い今後の金融システムでは、金利水準も、口座の維持・運営コスト、つまり決済サービス料金も、市場で決定されるのが望ましい。金利のある無しとは別に、普通預金が決済手段として普及しているわが国の現状に鑑みれば、機能を異にする経済主体カテゴリ一別に異なる水準の預金保証額を設定するという代替的な考えがあってもよからう。個人については現在の保証限度額1000万円です十分だとしても、地方自治体等の預金にはこれよりはるかに大きな限度額を設定することが望まれよう。中小企業等についても経営者の個人預金と明別した上で、しかるべき適正な保証額を設定するなどの考えがあつてよい。ともあれ、制度デザインを所与としてペイオフ凍結解除の是非のみを論じると

2) 彼等は、新型預金を導入すれば自ら不健全銀行であることを自認したことになりかねないと考え、全銀行が一律に導入する制度化が不可欠だとも言う。新規参入組のソニー銀行は、新型預金を導入しないと早々に宣言している。銀行の足並みが揃わないのはいいとしても、金融庁の泥縄プランは個々の銀行に戦略を練る十分な時間的余裕を与えない拙速のものであったとの感否めない。

いった末梢的論議の繰り返しは止め、保証限度額を含むその他のより本質的な制度デザインの詳細を真剣に検討することが望まれる。

翻って、米国では FDICIA-1991 の執行から 10 年経過したのを機会に、既述のとおり FDICRA-2002 が審議されている（詳細は第 4 節参照）。改革論議の背景等は次のようである。可変料率制度（risk-based variable premium-rate system）のもと、90 年代の好調な経済環境と相まって、保険料率ゼロの銀行が今や被保険銀行全体の 9 割を越えていること、他方でリスクの高い新しい銀行が増加しつつあり、保険の責任準備金が将来的にも適切な水準を維持できるかとの懸念があること、保証金額の 10 万ドルは過去 20 年間のインフレ率を考慮すると低すぎ³⁾、固定的な責任準備金比率（reserve ratio）の設定は保険料支払額の急激な変動を招く可能性があると考えられたこと等である。

欧州では 1994 年に EC の預金保証制度に関する指令（EU's 1994 Deposit Guarantee Directive）が出され、加盟諸国は最小 2 万ユーロを保証する最低 1 つの預金保険制度を持つ必要があるものとされた。これを受けて、既加盟諸国が既存制度を見直したり新規に導入したりする一方、EC 加盟を希望する東欧諸国等も加盟に先んじて制度の導入を図ったりしている。

アジア・アフリカの諸国でも、銀行危機ないし金融システム危機を体験したところでは金融システム安定化装置として預金保険制度を新たに導入する動きが強まっている。

以上のように、預金保険制度は問題含みの制度でありながら、世界的にはますますその存在感が増しつつある。わが国ではペイオフ凍結解除の是

3) DIDMCA-1980 (Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980, 「1980 年預金取扱金融機関自由化・金融政策法」) は、金利自由化により銀行間競争と淘汰が激化し預金者の信用不安が増幅される懸念があるとして、保証限度額を 4 万ドルから 10 万ドルへ一気に引き上げた。この高額な保証が 80 年代に銀行のモラルハザードを誘因したとの認識がなされ、FDICIA-1991 の法案に先立つ財務省の制度改革案はむしろ保証枠の引き下げを提案していた。しかし、今日までその保証水準は手つかずで維持されたのである。

非という論点に議論が矮小化されていて、預金保険制度の最適性やこれに代わる代替的制度について成熟した議論がなされていないとの感がある。

3. 金融システムの機能—金融仲介機能と決済機能—

この節では、金融システムの金融仲介機能と決済機能という二つの基本的役割の観点から、預金保険制度の果たすべき目的や機能を考察する。

上記二つの機能のいずれが不全化しても、金融システムは大きな影響を被り、経済は成り立たない。留意すべきは、金融仲介機能の担い手ないし「金融仲介システム」の構成要因には、銀行（預金取扱機関）のみならずノンバンクや流動性を高める資産証券市場もあるという点である。金融仲介機能が全体として機能不全に陥るのは、これらの金融仲介システムの担い手がすべてその機能を果たし得なくなった場合である。換言すると、銀行システムが全体として機能不全化しても、ノンバンクや金融市場が十全に機能すれば、その弊害は最小化できる。直接金融等の「金融ルートの多様化」が望まれる理由の一端はここにある⁴⁾。他方、ノンバンクや金融市場の機能が不十分な中で、預金の安全性のみが確保され、預金に対する信頼感が維持されても、今日のがわが国の銀行がそうであるように、不良債権の大量蓄積に足を取られて機能不全に陥っている状況ではやはり銀行の金融仲介機能は果たされない。これは銀行に対する「流動性制約」よりも「資本制約」が有効に作用している場合である⁵⁾。かくして、預金保険

4) 岩佐（2002）は、十分発達した金融証券市場が存在する状況を「金融ルートのタテの多様化」、公的金融システムの存在を「金融ルートのヨコの多様化」と呼んだ。いずれも、銀行システムの機能不全が経済全体に及ぼすマイナス効果をそれなりに緩和し得るものと期待される。金融ルートのタテとヨコの多様化、それぞれの良し悪しを総合的に評価し、バランスのある金融仲介システムをデザインすることが求められる。

5) 「流動性制約」および「資本制約」の概念については、岩佐（2002）第11章を参照されたい。前者は本源的預金の減少や歩留まり率の低下による流動性の相対的不足から、後者は自己資本水準の相対的低さから、信用創造が制約されることを示す。

制度は銀行に対する信頼を確保し得ても、それだけでは金融仲介システムの機能不全化を防止し得ない、ひ弱な仕組みであることが理解される。

他方、決済機能の担い手、ないし「決済システム」を構成する機関も、銀行（要求払い預金取扱機関）だけとは限らない。クレジット・カードによる決済サービスや今日成長の著しいコンビニエンス・ストアの代金収納サービスは、個々の消費者の対企業債務を統合しこれを一括して決済する仕組みであり、規模の経済性と決済リスクの分散の効果を持つ。したがって、これら決済システムの担い手がいずれであれ、信頼性を損なえば、今日の効率的な決済システムの多くは機能しなくなる。しかし、決済機能のこれらの担い手はみな最終的には預金の受け渡しによりその機能を果たす。かくして、預金価値を保証する仕組みがあれば、決済システムの機能が果たされる可能性は高いと言える。すなわち預金保険制度は決済システムの安定性を確保する有効な手段の一つたり得ることが理解されよう。

預金保険制度の機能を別の観点から考察してみよう。預金保険制度が実際に保険金の支払いという形で預金者の損失を補填する（＝ペイオフがなされる）ものならば、それは事後的な効果を持ったセーフティネットであると考えても妥当なことである。ところが、米国で実際に保険金のペイオフがなされるのは破綻金融機関が小規模である場合にほぼ限られている。この事情はわが国においていつそうよくあてはまるものと考えられる。かくして、預金保険制度は実際にペイオフを実行することよりも、むしろ預金者の銀行に対する信頼感を維持し、無用な取付を回避し、もって金融システムの不安定化を防止するための事前的な効果を持つ装置だと理解するのが適切である⁶⁾。

最後に、法制度上の目的規定を見ておこう。日本の「預金保険法」第1条はわが国の預金保険制度の目的を次のように規定している（1971.4.1法、

6) 預金保険制度の基本的役割が銀行信用の事前的補完にあるとすれば、保険制度の直接の受益者は銀行システムないし銀行株主である。それ故、預金保険料の直接的負担者が銀行であるのは合理的である。

2001.6.29改正法)。

「この法律は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払い戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取を行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係わる合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とする」と⁷⁾。

他方、FDIC（米国連邦預金保険公社）は次のように規定している。

There is hereby established a FDIC which insures, as hereinafter provided, the deposits of all banks and savings association …… [FDIC Act]

…… to maintain stability and public confidence in the nation's banking system. And …… the FDIC promotes the safety and soundness of insured depository institutions and the U.S. financial system by identifying, monitoring and addressing risks to the deposit insurance funds. [Annual Report]

Mission: The heart of the FDIC's mission is to maintain stability and public confidence in the nation's financial system. [FDIC Web Page]

以上のように、日米では二つの目的が規定されていて、預金者保護と金融システムの健全性ないし安全性確保ということが掲げられている。

なお、英国の預金保険制度では、FSCS（Financial Services Compensation Scheme）が、「預金・保険・投資等の金融サービスの顧客に対するセーフティネットである」（FSCSのウェブ・ページ参照）と自らを規定している。ここでは、預金等の金融サービスの顧客保護に力点が置かれている。英国では預金保証額を日米に比較して少額に設定し、共同保険制度（co-insurance）（あるいは免責制度）——保証限度内でも、損失額の一定割合を預金者の負担とする仕組み——も取り入れ、パイオフ実施（保険金の

7) 日本銀行（1997）も、預金保険制度の役割について同様の解釈を与えている。ただし、「信用秩序の維持」を「金融システムの安定性を図ること」と言い換えている。

支払い)によって預金者の損失をカバーするという保険制度本来の性格を強く打ち出している⁸⁾。

預金保険制度の二つの目的規定の内、いずれがより本質的ないし究極的な目的であろうか。情報劣位下にある小口預金者は保護されるべきだとの考えがある。しかし、「小口貯蓄者」ではなく、「小口預金者」が保護されるのは何故であろうか。預金並みにリスクの低い金融商品には投資信託がある。また、現在の保証限度額をもって小口とするなら、その範囲で株式に投資することは十分に可能である。預金にせよ、投資信託にせよ、株式にせよ、いずれの収益率も同様に事前的には確率分布で描写される。預金価値が銀行によって保証されていても、銀行の破綻は確率的である。このように考えれば、小口であるが故にではなく、預金であるが故に保護の対象となっているのであって、それは預金が決済手段である点に理由がある。預金保険制度は預金価値の保証を通じて、預金に対する信頼感を維持し、もって決済システムの安定性を確保しようとする事前的な安定化装置なのである。

逆説的ながら、預金保険制度がそのような装置であるならば、同様の役割を持つ他の手段が存在する限り、それは必ずしも必要不可欠なものではない。たとえば、自己資本比率規制とこれに基づく早期是正措置や当局のモニタリングが適切に実施される限り、預金保険制度はほとんど不要である。実際、自己資本比率規制と預金保険制度は、基本的に同じ役割を果たす、相互に代替的なものであることはよく知られている。自己資本が「自家保険」ならば、預金保険制度は「外部保険」である。自家保険が十分であれば、外部保険の存在意義は小さいのである。

8) 本間 (2002a) は、預金保険制度の性格の違いを米国型と欧州型に大きく分類し、前者は大きな保証額、当局の検査・監督によるモラルハザード抑止、ペイオフ以外の破綻処理の利用などが特徴的で、欧州型は概して小さめの保証額とそのことによるモラルハザード回避、銀行破綻の際は主としてペイオフ実施により損失補填を行うことなどが特徴的であるとしている。

もちろん、「自家保険」としての自己資本比率規制やこれに基づく金融監督行政が完璧であるとは限らない。その意味で、外部保険制度はこれらを補完するという効果を持ち得る。ただし、外部保険がモラルハザードを誘因し、社会的コストを高めるマイナス効果が大きいならば、自己資本比率規制を中核に据えることで金融システムの安定性を担保することが社会的には望ましい。それでもなお、そのような仕組みを補完するために、社会的コストの低い代替的制度の導入は考えられて良い。ナローバンク制度はそのような代替的制度の一つたり得よう。

なお、預金保険制度を維持したままこれに伴うモラルハザード誘因効果を最小化する方策として、FDICIA-1991はリスク依存型の可変的料率制度 (variable premium-rate, あるいは risk-based premium-rate) を採用した。ただし、料率設定の基準となる銀行リスクをどのように評価するかという難問はまだ完全に解決された訳ではない。陽表的な預金保険制度を持つ諸国の約3割はすでに可変的料率制度を採用しているが⁹⁾、わが国ではリスク評価の実際上の問題点や難点を考慮してまだ導入されていない。しかし、「共同保険」(co-insurance) ないし「免責制度」(escape clause, waiver clause) 等の簡便な制度的デザインによっても、市場規律の維持ないしモラルハザードの抑止は少なからず期待し得るのではなかろうか。

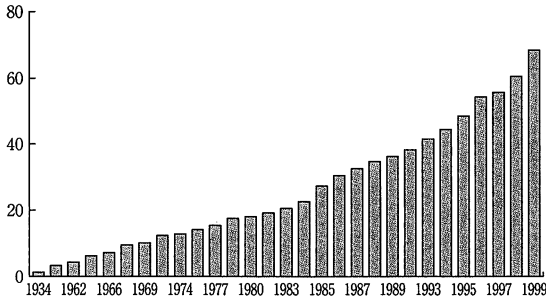
4. 預金保険制度の現状と改革方向—世界的動向—

4-1. 世界的動向

本小節では、預金保険制度に関わる世界的動向を概観し、実証分析結果を参考にしつつ、このような動向が持つ問題点を整理しておきたい。

図1は、陽表的な預金保険制度 (explicit deposit insurance system) が導入されている国・地域の総数の推移を示している。モラルハザード問題

9) 本間 (2002a) 14ページ参照。



引用元: Demircuc-Kunt and Sobaci (2001)

図 1 陽表的な預金保険制度の導入国数

が指摘されているにも拘わらず、80年代半ば以降その数は急速に増加している。制度普及の背景が別途検討されなければならない。

巻末の付表は世界各国の預金保険の制度的特徴をまとめたものである¹⁰⁾。

10) 巻末の表は、Demircuc-Kunt=Detragiache(1999)の付表(Table 1)とDemircuc-Kunt=Kane(2001)の付表(Table 1)の両方を基に作成した。★付きの国は後者のみ記載されている国を追記したことを示す。したがって、★印の国は前者の文献の実証分析対象ではない。表中の－は、もともと後者の文献の表にはないデータ項目。なお、世界銀行は世界各国の預金保険制度の制度的特徴に関するデータベースを構築している。この点は、Demircuc-Kunt=Sobaci(2001)を参照されたい。

二つの表の両方に記載のある国で、次のような記載内容の変更が見られる。
 ①1997年に金融危機を体験したタイは1997年に、インドネシアとマレーシアは1998年に、包括的な預金保証制度 (blanket guarantee) を導入した。
 ②イタリアの預金保険制度運営管理主体は民間から政府とのジョイント体制に、ノルウェイは政府から民間へと変化した。金融危機が遠のき、金融システムが安定化するにつれ(あるいは、逆に不安定化が増大すると)、運営管理主体が変わることも十分あり得る。

なお、制度比較においては、制度詳細の差異をどの程度捨象するかによって異なった結果となり得る。この種の制度比較が一般に困難となる所以である。たとえば、米国の預金保険制度は厳密には強制保険でないが(州法非加盟銀行のFDIC加入は任意である)、表では強制保険としてある。ドイツの民間保険制度も任意であるが、銀行間競争の故に事実上の「強制」と言われる。なお、これら文献の付表はいずれも、種々の資料や各種の文献に基づいており、そのデータは必ずしも統一的なフォーマットで収集されたものではない。各国の詳細データを統一的なフォームで入手すること自体、今日と云えども決して容易でない。因みに、本間(2002a)(2002b)は預金保険制度の世界的動向を整理して比較研究したもので、参考になる。

この巻末表に見られるいくつかの興味深い事実と、これに関連したことがらを整理しておこう。

①米国、日本、カナダは保証金額が概して大きい。日本では1銀行1個人当たりの保証額だが、米加では1銀行1口座当たりの保証額である。日本では銀行間預金が保証の対象外である。これら三国では概して、国境を越えた預金取引は保証の範囲外にある¹¹⁾。

②欧州諸国では概して保証金額が低く、情報劣位にある個人を保護する姿勢が鮮明で、国境を越えた預金取引をカバーする傾向は逆に強い¹²⁾。

③欧州諸国でも、ドイツを筆頭にフランスやイタリアなど保証金額の寛大な国もある。欧州や中南米では少なからず、「共同保険」制度を採用している。オーストリアでは、個人預金と異なり企業預金にのみ共同保険の仕組みが採用されている。

④預金のタイプ毎に異なる保証限度額を設定している国がある。チリは要求払い預金を全額、貯蓄性預金を一定限度額（共同保険付き）まで保証している。わが国も2002年度中は同様の措置を採った。

⑤欧州諸国等では、保険基金を予め設置せず、必要に応じて事後的に資金を徴収する国も少なくない。

⑥銀行リスクを反映した可変的料率制度を導入している国が、多数に上る。

⑦1990年代末アフリカ諸国で導入された預金保険制度は、料率を預金残高のみならず、不良債権額の割合にもリンクさせている。これも一種の可変的料率制度だが、不良債権という事後的な遅行指標へのリンクには問題（銀行の保険料負担がプロサイクリカルに変動する危険）もある。

⑧タイ、インドネシア、マレーシア等は97年危機の発生後に包括的保証制度を導入したが、銀行危機ないし金融危機を体験した諸国は保証範囲を暫定的に拡大している（日本、コロンビア、エクアドル、メキシコなど）。

11) この点の指摘は本間（2002a）7-8 ページを参照。

12) この指摘についても、本間（2002a）7 ページを参照。

⑨ EC の1994年預金保証指令を受け、既存の預金保険制度を手直した国や将来の EC 加盟を念頭に先行的に制度導入を図った東欧諸国等がある。

⑩最後に、預金保険制度を金融危機体験後に導入した国がある一方、危機を体験した後も導入していない国がある。また、過去の危機を契機に導入した制度を、新たな危機の発生に伴って手直した国もある。他方、預金保険制度を持ち、金融危機を近年体験していない国も少なくない。

以上のように、すでに多くの国で必ずしも一様でない預金保険制度が導入されている。ところが、預金保険制度の存在は金融危機の可能性を高めているとの実証分析 Demirguc-Kunt=Detragiache (1999) がある。

表 1 預金保険制度と銀行危機

[各種リスク要因]	(1) 式	(2) 式
実質 GDP 成長率	-0.148*** (0.033)	-0.158*** (0.039)
対外交易条件の変化	-0.015 (0.016)	-0.027 (0.018)
実質短期金利水準	0.024*** (0.002)	0.025*** (0.008)
インフレ率	-0.000 (-0.009)	-0.001 (-0.010)
M2/中央銀行外貨準備高	-0.000 (-0.000)	0.005 (0.004)
対民間信用/GDP	0.012*** (0.005)	0.013*** (0.005)
対民間信用増加率	0.017* (0.010)	0.030*** (0.012)
一人当たり実質 GDP	-0.065** (-0.033)	-0.081*** (-0.032)
[預金保険制度・金利自由化の状況]		
陽表的預金保険制度	0.696* (0.397)	
金利自由化 and/or 預金保険制度		0.997*** (0.292)
銀行危機の数	40	36
観察データ数	898	714
予測率 (% crisis correct)	68	69

注 1 () 内数値は t 値。

注 2 *, **, *** は、有意水準がそれぞれ 10, 5, 1% を示す。

表1は、ロジット確率モデル(Logit Probability Model)の推計という形で、預金保険制度の存在と銀行危機の体験との間の関係を分析した結果である¹³⁾。被説明変数を銀行危機あり(ダミー値=1)・なし(ダミー値=0)とし、これを各種のリスク要因と預金保険制度の存否(陽表的制度あり=1, なし=0)とで—(1)式—, あるいは各種のリスク要因および金利自由化と預金保険制度の状況(金利自由化済みで陽表的保険制度あり=2, 金利自由化済みか陽表的預金保険制度ありのいずれか=1, 金利規制があり保険制度はなし=0)とで—(2)式—, 説明しようとしたものである。

実質GDP成長率, 対外交易条件の変化, およびインフレ率等のリスク要因はみなマクロ環境変数であり, 銀行資産の質に影響すると考えられている。短期の実質金利水準は銀行の資金コストに影響し, (M2/外貨準備高)は突然の資本流出に対する銀行の脆弱性の指標とされている。対民間信用の急増は資産価格バブルとその崩壊を通じて銀行危機をもたらす可能性を高めるものと考えられている。一人当たり実質GDPは一国経済の発展段階を示すものとされている。

(1)式は陽表的預金保険制度の存在が銀行危機を高める可能性の高いことを示している(実際の有意水準は8%)。

(2)式は金利自由化が実施されているか, あるいは陽表的保険制度があるかする場合は, 銀行危機の可能性がやはり高いことを示している。

以上の結果は, 預金保険制度の存在が, 特に金利自由化が実施されているという環境条件のもとで, 銀行危機の可能性をむしろ高めることを唆している¹⁴⁾。このような結果は, 預金保険制度の存在がモラルハザードを

13) この表は Demirguc-Kunt=Detragiache (1999) の Table II の一部を抜粋したもの。

14) これに加えて Demirguc-Kunt=Detragiache (1999) は, 預金保険の制度的特徴いがかんが銀行危機の可能性に影響すると主張している。特に, 共同保険の仕組みが無い, 保証限度額が明示されていない, 外国通貨建て預金が保護されている, 銀行間預金が保護されている, 預金保険制度の管理運営が公的になされている, 陽表的預金保険制度が強制加入となっている, これらの場合にはいずれも銀行危機の可能性が高まるとの分析結果を得ている。

誘因し、銀行経営のリスクを高め、そのことを通じて銀行危機が発生する可能性を高めるといふ推論の正しさを示唆していよう。ただ、分析対象データの中には、銀行危機が時系列的には明らかに預金保険制度の導入に先行する事例が含まれており、彼等の分析手続きは慎重に再検討される必要もあるように思われる¹⁵⁾。

ともあれ、文献 Demirguc-Kunt=Detragiache (1999) は、預金保険制度の制度デザインは各国毎にさまざまであり、計量的分析によれば金融危機は預金保険制度の導入によってむしろ増加すること、したがって安易に(横並び的に)この制度を導入するのは必ずしも望ましくないと結論づけている。

なお、Demirguc-Kunt=Kane (2001) も、基本的には同様の趣旨に添った研究であり、預金保険制度を導入するのであれば、モラルハザードを抑止できるような情報環境や監督規制環境が当該国に十分備わっているかどうかの検討が先決であると説く。さもなければ、モラルハザードを通じて金融危機が顕在化する可能性がかえって高まると警告している。

4-2. 米国の預金保険制度の改革法案

この小節では、現下の米国預金保険制度改革法案の概要を整理しておく。

15) 彼等は、このような「同時性バイアス」が分析結果に影響してないかを確認するため、すなわち分析結果のロバストネスを検証するために、「2段階ロジット・モデル」の推計を行った。その結果、預金保険制度の創設には一人当たり GDP が正の効果を持つことがわかる。これは豊かな国ならばこそ陽表的保険制度が導入されることを意味する。また、預金保険制度の創設については一種の「流行現象」(fad)が見られ、伝染の効果(contagion)が作用していることが伺われる。つまり、多くの国で制度が導入されるのを見て、新たに導入する国が出現するという現象である。いずれにしても、銀行危機そのものが預金保険制度の導入を説明する要因とは必ずしもなっていないと主張する。しかし、時系列的前後関係からすれば「危機⇒保険制度導入」という因果関係を明らかに推測させるようなケースを除外した上で、再度検証することが望ましいように思われる。ただし、その場合、データ数の制約から信頼できる安定した推計式は得られないかもしれない。

表2 米国預金保険制度改革法案

- | |
|---|
| <p>① BIF (Bank Insurance Fund) と SAIF (Savings Association Insurance Fund) を統合して DIF (Deposit Insurance Fund) とする。</p> <p>② 「基本最大保険金額」 (Standard Maximum Deposit Insurance Amount) を現行10万ドルから13万ドルに引き上げる。</p> <p>③ 「基本最大保険金額」は、インフレ率にリンクさせて5年毎に変更する。</p> <p>④ 雇用保険プランの預金も「基本最大保険金額」まで保護する。</p> <p>⑤ 退職年金勘定の預金は「基本最大保険金額」の二倍まで保護する。</p> <p>⑥ 地方自治体の同一州内銀行店舗預金は、Max {200万ドル, 10万ドル+(預金額-10万ドル)×0.8} まで保護する。</p> <p>⑦ 最小リスク・カテゴリーの銀行に適用される「基礎保険料率」は、「責任準備金比率」(reserve ratio) が1.15%を下回らない限り、被保険預金推計額の1 bpを越えないものとする。</p> <p>⑧ 「責任準備比率」は、1.15%~1.4%の範囲内に、パブリック・コメントを経て理事会が毎年頭に決定する。</p> <p>⑨ 「責任準備金」が過剰となった場合には配当を実施し、過少となった場合には準備比率回復の手段を講じる。</p> <p>⑩ 今後 PCA (早期是正措置) や FDIC の組織構造等のいっそう効率的で有効なあり方、任意加入方式の是非、預金保険制度の民営化ほか等の課題を研究する。</p> |
|---|

表2は、FDICRA-2002法案(2002年5月末に下院で合意され、上院の審議に回された)の骨子である。

①に関して、従来別勘定であった元 FSLIC (連邦貯蓄貸付組合保険公社)の基金と FDIC (連邦預金保険公社)の基金を統合するもので、効率化と保険リスクのプーリングという点では合理的である。②~⑥は保証限度額の改訂に関わるもので、DIDMCA-1980 (1980年預金取扱金融機関自由化・金融政策法)は4万ドルから10万ドルに引き上げたが、20年間のインフレ率を考慮して保証限度額をさらに引き上げるもの。地方自治体預金には特別枠の保証限度額が提案されている。⑦は最小のリスク・カテゴリーに属する銀行の保険料率を現行のゼロから引き上げるが、銀行負担の上昇を抑制するため上限値を設定するもの¹⁶⁾。⑧~⑨は適切な責任準備金水準を維持し、料率の弾力的設定をも可能とする仕組みである。従来の固

16) この法案に落ち着く前段階では、これら銀行をさらに3つのサブ・カテゴリーに分け、それぞれに異なる正の料率を設定するとの案があった。しかし、銀行界の反対でその案は葬られた。

定的な「責任準備金比率」(現行1.25%)はプロサイクリカルな効果を持ちがちなので、この比率を弾力的に決定できることとし、DIFの損失の可能性や景況の判断(好況時により多く、不況時により少なく準備金積み立てを行う等)、そして適用料率の劇変緩和等に配慮することとした。⑩は、預金保険制度の改善に資する研究を今後も積み重ねるとの趣旨である。

以上のように、米国はモラルハザードが80年代の金融機関危機を拡大したことを認識しつつも、その役割を縮小するどころか、預金保険制度の拡充と改善の方向を目指している。モラルハザードの可能性には、預金保険公社の組織運用の効率化と監督・検査のあり方の改善で対処しようとしている。その結果、預金保険制度はルール型の安定化装置だが、検査によるモニタリングや監督などの裁量性の強い手段でますます補完されざるを得ない状況に至りつつあると言えよう。それでもなお、あるいはそれだけに、モラルハザードの可能性を摘み取ることは必ずしも容易ではなからう¹⁷⁾。

17) 上記改革案の詳細については異論もある(たとえば、Bert (2002)を参照)。責任準備金比率を設定するのではなく、目標責任準備額を固定すべきだとの意見がその一つ。責任準備額は90年代に適切な水準に到達したので、これを維持するだけで十分との判断による。しかし、90年代の銀行の進化発展を考慮すれば、準備額が十分かは検討の余地が多いであろう。また、リスク依存型の可変的料率制度の場合、銀行のリスク指標として不良債権額(または比率)や自己資本比率等の「遅行指標」ではなく、銀行の信用拡張度合い、組織ガバナンスの状態、不採算部門へのエクスポージャー度など「先行指標」を採用すべきだとの考えもある。そうすることで料率変動のプロサイクリカルな効果やモラルハザードは多少とも抑止されよう。しかし、この種のリスク指標は主観的で裁量的度合いの強いものとなりがちである。銀行リスクの指標として、預金保険制度をプット・オプションとして捉え、そのプレミアムを推計する方式もこれまで提案されてきた(詳細は、岩佐(2002)第8章を参照)。より現実的なものとして、劣後債券のリスク・プレミアムを代理指標とする考えがある。これは劣後債権の所有者に銀行のリスク負担行動をモニターさせようとする考えにも等しい。ともあれ、リスク依存型の可変的料率制度の場合、何をリスク指標とするかは根本的に重要で、いっそうの検討が避けられない。

5. ナローバンク制度のあり方

筆者はこれまでいくつかの論文等で、モラルハザードを誘因しがちな預金保険制度の機能を縮小し、代わってナローバンク制度（表3を参照）により安定的な決済手段を提供できる仕組みを造りあげることがより望ましいと主張してきた。本稿ではその詳細には立ち入らないが、主張の趣旨と問題点だけをここに整理しておきたい。

ナローバンク論には、表3に見られるようにいくつかのバリエーションがある。共通の視点は、預金見合いの銀行資産を比較的安全な資産ポートフォリオで運用することによって、預金価値の安全確実性を確保し、もって安定的な決済手段を提供する新たな銀行制度を構築するという点である。許容可能な安全資産ポートフォリオの広狭に応じていくつかのナローバンク論があり得るのである。筆者は、「商業銀行主義」という健全銀行経営の古典的理念も、その精神（主旨）はナローバンク論に等しいと考えている。

ただし、決済機能と金融仲介機能を分離することの制度非効率性という観点、および事業採算性の低さという観点では、ナローバンク制度は現実性が乏しいプランとも映る。持株会社の傘下にナローバンクを設置するとしても、いわば内部相互補助無くしては存立不可能であり、そもそも不採算部門を持株会社が抱え込むことは考えられない。そうであれば、ナローバンク制度の実現は公的機関による他はあり得まい。郵便貯金制度を再編して公的ナローバンクにするのはどうかというのが、筆者のかねてからの主張である¹⁸⁾。ナローバンクは安定的な決済手段を提供し得るが、弾力的な資金提供＝貨幣供給＝信用創造の可能性は大幅に制約される。このことも民間ナローバンクの創設に筆者が否定的な理由である。ただ、公的ナ

18) すでにナローバンクとしての機能を果たしているとの解釈も可能だが、果たして250兆円（現郵便貯金残高）もの安全資産が必要かどうかは疑問のあるところである。

表 3 各種の狭義銀行制度論

名称・提唱者	銀行の経済的機能	スキーム	備考
100%準備銀行 シカゴ学派(1930年代) Friedman(1960年代)	銀行 -要求払預金：中央銀行への預金の預金 -それ以外：融資等	銀行は要求払預金に相当する負債の全額を中央銀行への預け金として運用する。 ・決済サービスに対する対価として、中央銀行はその預け金に対して利息を支払う。	・部分準備制度の下では信用創造の拡大・収縮が貨幣集計量の不安定化をもたらすが、100%準備制度の下ではこれが回避されることの考え方を具現化。
預金化通貨券 Deposited Currency Tobin (1985年)	a 銀行 -要求払預金：中央銀行への預金の預金 -それ以外：融資等 b 中央銀行 要求払預金(国民に提供)	a 銀行は国民に対し当座預金口座 (Deposited Currency Account) を提供する。銀行は当座預金口座に預けられた預金を財務省証券が中央銀行預け金で運用する。 b 国民が中央銀行に預金口座を開設でき、中央銀行支店等からアクセスする。	・要求払預金に対してはほぼ100%の準備を必要とする点で、枠組みは「100%準備銀行」と同様。 ・ただし、aのケースでは財務省証券で運用することができる。
ナローバンク論 Narrow Bank Litan (1987年)	-ナローバンク(決済機能) 政府短期証券等で運用 -それ以外の銀行 自由な資金運用を容認	・銀行制度を、支払い決済機能を有する要求払預金の取扱金融機関(「ナローバンク」と、「それ以外の銀行」)に分離する。 ・「ナローバンク」は顧客から預かった要求払預金を政府短期証券等の流動性の高い安全資産に限定運用。	・銀行制度を取扱預金の性格(資金決済、それ以外)に応じて分離。
Money Service Company 構想 Pierce (1991年)	-Money Service Company (決済機能) 政府短期証券等で運用 -Financial Service Company (それ以外) 自由な資金運用を容認	・支払い決済機能を有する要求払預金の取扱金融機関「Money Service Company」と自由な資金運用が出来る「Financial Service Company」に分離。 ・「Money Service Company」は顧客の要求払預金を政府短期証券、優良商業手形、CP等で運用。	・枠組みは「ナローバンク」と同様。 ・但し、運用対象は「ナローバンク論」に比べ緩和されている。
コアバンク論 Core Bank Bryan (1991年)	コアバンク -業務内容は個人や中小企業を対象とした預金貸付が中心。	・個人や中小企業を対象とした伝統的な預貸業務(Core Banking)を中心に据え、安定性に配慮した銀行経営を目指す。	・銀行の信用創造機能を容認しており、上記「ナローバンク」とはやや趣が異なる概念。

(資料) 岩佐 (1998) および岩佐 (2002) 第10章参照。

ローバンクとは言っても、企業にも口座を開放するのか、あるいはどのような企業に開放するのか、地方自治体等についてはどうかなど詰める論点は多い。

なお、預金保険制度と同様にナローバンクにも便益と費用は伴う。この点の実証的な根拠が伴わない限り代替案の説得的な提示は難しい。既存の預金保険制度改善やその新規導入が支配的傾向となっている背景には、このことに加えて、次のようなことがらが作用していよう。一般に既存の制度は未だ存在しない代替案に比し高く評価されるというバイアスがあること、制度採用国の数の増加自体が制度採用を促進するという伝染効果や流行現象を生み出していること、預金保険制度の創設は即金を必要とはしないため実現させやすいこと、小口預金者保護の名目は政治的支持を得やすいことなどである（この点については Demircuc-Kunt=Kane (2001) も同様の指摘を行っている）。

6. おわりに

預金保険制度の採用は今や世界的な潮流となっている。この流れに反して、筆者はその預金保険制度の役割を縮小し、代わってナローバンク制度を導入せよとする。また、「採算性」の観点からは、公的なナローバンクという選択肢もあることを主張している。

ところで、技術革新が金融サービスを効率的に提供する可能性を拡大しつつある点も注目されてよい。ナローバンクも技術の進展次第では、採算が十分にとれるものになるかもしれない。新規参入銀行のように（たとえば、アイワイバンク銀行やイーバンク銀行など）、ビジネス・ラインを決済サービスの提供に絞る、これを電子ネット上で行うというビジネス・モデルも実現している¹⁹⁾。これらの銀行は巨額な資産ポートフォリオを有さ

19) 岩佐 (2001) 参照。

ず、資産運用リスクの小さい金融機関として、事実上ナローバンク的な存在となっている。しかし、手数料依存型の収益構造だけでは企業としての成長可能性が制約されているとも言えよう。もし、キャッシュの電子マネー化が実現し、利便性の故に預金通貨から大幅なシフトが生じれば、全通貨に占める電子現金の比重は増大しよう。その場合は、もともと安全な現金の提供機関である中央銀行自身がナローバンクとして機能する²⁰⁾。この他にも、NTTコミュニケーションズの“セーフティ・パス・システム”やソニー・ファイナンスの“フェリカ・カード・システム”（エリオ・カード）などは、ICカードやサイバー・ネットを活用して民間版電子マネー（電子的決済サービス）を現実提供し始めている。これらは主としてクレジット・カードのキャッシングと同様の方式により、債務の創造（電子マネー・カード所有者への信用供与）と電子マネー・データの創造を同時に行っている。この場合の電子マネーは利用範囲が限定されていることや現金への兌換性がないことなどから、「一般的支払手段」としての地位を確立するに至っていないが、それらの企業が「信用創造」に近い機能を果たしている点も否定しがたい。そして、創造される債務＝クレジットカード債権のリスク管理が十全に行われる限りで（これらの小口債権は、「大数の法則」により、全体としてリスクの低いものになっているとも言われる）、それらは安全性の高い決済手段を提供しているのであって、民間ナローバンクのもう一つのプロトタイプたり得ている。

なお、電子マネー・データ自体は安全確実であっても、電子マネーの媒体（ICチップ搭載カードまたはサイバー・ネット）が安全でなければ、それらはナローバンクと言えるのだろうかという疑問もあろう。このよう

20) ちなみに、Kok (2002) によれば、シンガポールは2008年度にも Singapore Electronic Legal Tender (SELT) を実現させる予定という。Davies (2002) は、デフレ対策として「負の金利」を実現させるための手段という視点から、トービンの預金化通貨案や SELT プランに言及している。しかし、彼自身は現金通貨に比べ電子マネーが安価だとするシンガポールの試算は楽観的過ぎるとしている。

な安全性（security）の面を含め、技術革新の成果が民間ナローバンクの長期的発展（viability）に結びつくかは、今後理論的にも実証的にも検討すべき余地があると言えよう。

参考文献

- Bert Ely, Bert (2001), "Deposit Insurance Reform: 2 Problems, 5 Solutions," *American Banker*, Viewpoints, June 15.
- Davies, Stephen J. (2002), "Japan's Deflation and the Feasibility of Negative Interest Rates," mimeo..
- Demirguc-Kunt, Asli and Enrica Detragiache (1999), "Does Deposit Insurance Increase Banking System Stability? An Empirical Investigation," World Bank Research, Working Paper #2247, November.
- Demirguc-Kunt, Asli and Edward J. Kane (2001), "Deposit Insurance Around the Globe: Where Does It Work?" World Bank Research, Working Paper #2679, September.
- Demirguc-Kunt, Asli and Tolga Sobaci (2001), "A New Development Database: Deposit Insurance around the World," *World Bank Economic Review*, Vol.15, No.3, September.
- European Shadow Financial Regulatory Committee (ESFRC) (1999), "A New Role for Deposit Insurance in Europe," Statement No.5, Milan, October 18.
- 本間 勝 (2002a) 「預金保険と銀行破綻処理の国際比較」財務省財務総合政策研究所研究部 PRI Discussion Paper Series, No.02A-21, 7月。
- 本間 勝 (2002b) 『世界の預金保険と銀行破綻処理』東洋経済新報社, 10月。
- 岩佐代市 (1998) 「ナローバンク論と郵便貯金制度」関西大学『商学論集』第42巻第6号, 2月。
- 岩佐代市 (2001) 「IT革新の進展と金融システムの変容」関西大学『商学論集』第45巻第6号, 2月。
- 岩佐代市 (2002) 『金融システムの動態—構造と機能の変容, および制度と規制の変革—』関西大学出版部。
- Kok, Low Siang (2002) "Singapore Electronic Legal Tender (SELT)-A Proposed Concept," OECD, *The Future of Money*, chapter 6.
- 日本銀行金融研究所 (1997) 『新版 わが国の金融制度』。
- 預金保険機構, FDIC, 米国連邦議会等の各ウェブ・ページ。

付表 預金保険制度の各国別特徴

(地域別)	銀行危機	制度導入時期	保証限度額
			98央のレート換算で米ドル相当または Euro
日本	1992-97 △	1971	2004年まで要求払預金全額, 02年以降定期性預金 \$71000
米国	1980-92 △	1934	\$100,000
カナダ		1967	\$40,770
ドイツ		1966	民間制度は資本の30%まで・公的保険は Euro20000*90%
フランス		1980	\$65,387
イタリア	1990-95 △	1987	\$125,000
英国		1982	\$33333*90% or Euro22222の大きい方
[欧州諸国]			
オーストリア		1979	\$24,075
ベルギー		1974	2000年まで Euro15000, 後 Euro20000
ブルガリア★	-	1995	\$1,784
クロアチア★	-	1997	\$15,300
キプロス			
チェコ共和国★	-	1994	\$11756* X %
デンマーク		1988	Euro20000
エストニア★	-	1998	\$1383*90%, 2010年に Euro20000
フィンランド	1991-94 △	1969	\$29,435
ジブラルタル★	-	1998	Euro20000または \$X*90%の小さい方
ギリシア		1993	Euro20000
ハンガリー★	-	1993	Euro4165 or \$4564
アイスランド★	-	1985	Euro20000
アイルランド		1989	Euro15000*90%
ラトビア★	-	1998	2000年まで \$830
リトアニア★	-	1996	\$6250+以降共同保険
ルクセンブルグ★	-	1989	1999年まで Euro5000*90%, 後 Euro20000
マケドニア★	-	1996	\$183*75%
オランダ		1979	Euro20000
ノルウェー	1987-93 △	1961	\$260,800
ポーランド★	-	1995	Euro1000+Euro4000*90%
ポルトガル	1986-89 ⇒	1992	Euro15000+45000* X %
ルーマニア★	-	1996	\$3,600
スロバキア共和国★	-	1996	\$7,900
スペイン★	-	1977	1999年まで Euro15000, 後 Euro20000
スウェーデン	1990-93 ⇒	1996	Euro28663,\$31412
スイス		1984	\$19,700
ウクライナ★	-	1998	\$250
[中近東諸国]			
バーレーン		1993	\$5,640
イスラエル	1983-84 ×		
ヨルダン	1989-90 ×		
レバノン★	-	1967	\$3,300
オーマン★	-	1995	\$52630*75%
トルコ	1982,91,94⇒△	1983	100%
[アフリカ諸国]			
ベリーズ			
ブルンジ			
カメルーン★	-	1999	\$5,336
中央アフリカ共和国★	-	1999	\$3,557
チャド★	-	1999	\$3,557

(データは各種資料・論文等)

共同保険	外貨預金	銀行間預金	基金の存否	基金の源泉	保険料率	制度の運営主体	加盟形態
あり=1 なし=0	保証あり=1 保証なし=0	保証あり=1 保証なし=0	あり=1 なし=0	政府 G=2 銀行・政府 J=1 銀行=0		民間 P=3 民間・政府 J=2 政府 G=1	強制=1 任意=0
0	0	0	1	J	0.084bp	J	1
0	1	1	1	J	r.b.,0.00-0.27bp	G	1
0	0	1	1	J	0.33bp	G	1
1	1	0	1	P	0.03bp	P	1
0	0	0	0	P	事後徴収	P	1
1	1	0	0	J	事後徴収	J	1
1	0	0	0	P	事後徴収	P	1
0(企業は1)	0	0	0	J	事後徴収	P	1
0	0	0	1	J	0.02bp	J	1
0			1	P	r.b.,0.5bp	J	-
0	-	-	1	J	0.8bp	J	-
1	-	-	1	J	商業銀行0.5bp, 貯蓄銀行0.1bp	G	-
0	1	0	1	J	0.2bp	J	1
1	-	-	1	J	0.5bp	J	-
0	1	0	1	J	r.b.,0.05-0.3bp	P	1
1	-	-	0	P	事後徴収	J	-
0	0	0	1	P	0.025-1.25bp	J	1
0	-	-	1	J	r.b.,0.3bp	J	-
1	-	-	1	J	0.15bp	J	-
1	0	0	1	P	0.2bp	G	1
0	-	-	1	J	0.3bp	G	-
1	-	-	1	J	1.5bp	G	-
1	-	-	0	P	事後徴収	P	-
1	-	-	1	J	1.5bp	J	-
0	1	0	0	J	事後徴収	G	1
0	1	0	1	J	0.01bp+0.005bp* 資産額	P	1
1	-	-	1	J	Max0.4bp	G	-
1	1	0	1	J	r.b.,0.08-0.12bp	G	1
0	-	-	1	J	r.b.,0.3-0.6bp	J	-
0	-	-	1	J	0.1-0.3bp	J	-
0	-	-	1	J	Max0.2bp	J	-
0	1	0	1	J	r.b.,0.5bp(将来0.1bp)	G	1
0	0	0	0	P	事後徴収	P	0
0	-	-	1	J	0.5bp+ 特別料率	G	-
0	1	0	0	P	事後徴収	J	1
0	-	-	1	J	0.05bp	G	-
1	-	-	1	J	0.02bp	G	-
0	1	0	1	J	r.b.,1.0-1.2bp	G	1
0	-	-	1	J	r.b.,0.15bp+ 不良貸出債権 *0.5bp	G	-
0	-	-	1	J	r.b.,0.15bp+ 不良貸出債権 *0.5bp	J	-
0	-	-	1	J	r.b.,0.15bp+ 不良貸出債権 *0.5bp	J	-

コンゴ		1999	\$3,557
エジプト			
エクアトリアル・ギニア★	—	1999	\$3,557
ガボン★	—	1999	\$5,336
ケニア	1993 △	1985	\$1,750
マリ	1987-89 ×		
ナイジェリア	1991-95 △	1988	\$588 (市場レート換算) /\$2435 (公定レート換算)
セイシェル			
南アフリカ	1985 ×		
スワジランド	1995 ×		
タンザニア	1988-97 ⇒	1994	\$376
トーゴ			
ウガンダ★	—	1994	\$2,310
ザンビア			
[アジア諸国]			
バングラディッシュ★	—	1984	\$2,123
韓国	1997 △	1996	2000年まで100%・後 \$14600
マレーシア	1985-88,97 ⇒	1998	包括的保証 (Blanket Guarantee)
ネパール	1988-97 ×		
インド	1991-97 △	1961	\$2,355
インドネシア	1992-97 ⇒	1998	包括的保証 (Blanket Guarantee)
フィリピン	1981-87 △	1963	\$2,375
シンガポール			
スリランカ	1989-93 △	1987	\$1,470
台湾★	—	1985	\$38,500
タイ	1983-87,97 ⇒	1997	包括的保証 (Blanket Guarantee)
[オセアニア諸国]			
オーストラリア			
マーシャル諸島★	—	1975	\$100,000
ミクロネシア★	—	1963	\$100,000
ニュージーランド			
バプアニューギニア	1989-97 ×		
[中南米諸国]			
アルゼンチン★	—	1979	\$30,000
ブラジル★	—	1995	\$17,000
チリ	1981-87 ⇒	1986	要求払預金100%・貯蓄性預金 \$3600*90%
コロンビア	1982-85 ⇒	1985	2001年まで100%・後 \$5500*75%
ドミニカ共和国★	—	1962	\$13000* X %
エクアドル	1995-97 ⇒	1999	2001年まで100%
エルサルバドル	1989 ⇒	1999	\$4,720
グアテマラ			
ギアナ	1993-95 ×		
ホンジュラス			
ジャマイカ	1996-97 ⇒	1998	\$5,512
メキシコ	1982,94-97⇒△	1986	2005年まで100%
パナマ	1988-89 ×		
ペルー	1983-90 ⇒	1992	\$21,160
トリニダード・トバゴ★	—	1986	\$7,957
ウルグアイ	1981-82 ×		
ベネズエラ	1993-97 △	1985	\$7,309

(注) 1. 代表的な国々を除き、地域別・アルファベット順に掲載した。

2. 銀行危機の年号の後の記号は、⇒が危機発生後に預金保険制度を導入、△は危機以前に制度を導入、×は危機後も預金保険制度が未導入を、意味する。

0	0	1	1	J	r.b.,0.15bp+ 不良貸出債権 *0.5bp	J	0
0	-	-	1	J	r.b.,0.15bp+ 不良貸出債権 *0.5bp	G	-
0	-	-	1	J	r.b.,0.15bp+ 不良貸出債権 *0.5bp	J	-
0	1	1	1	J	0.15bp	G	1
0	0	1	1	J	0.9375bp	G	1
0	0	0	1	J	0.1bp	P	1
0	-	-	1	J	0.2bp	G	-
0	-	-	1	J	0.5bp	G	-
0	0	0	1	J	0.05bp	G	1
0	1	0	1	J	0.05bp	G	1
0	1	1	1	J	0.2bp	G	1
0	1	0	1	J	0.15bp	G	0
0	-	-	1	J	0.015bp	G	-
0	-	-	1	P	r.b.,0.00-0.27bp	G	-
0	-	-	1	P	r.b.,0.00-0.27bp	G	-
0	-	-	1	P	r.b.,0.36-0.72bp	P	-
0	-	-	1	P	0.3bp	P	-
1	1	0	0	G	事後徴収	G	1
1	0	1	1	P	0.3bp	G	1
1	-	-	1	J	0.1875bp	J	-
0	1	1	1	n.a.	0.65bp	G	1
0	1	0	1	J	r.b.,0.1-0.3bp	G	1
0	1	0	1	J	0.1bp	G	1
0	1	1	1	J	0.3bp	G	1
0	0	0	1	J	r.b.,0.65-1.45bp	J	1
0	-	-	1	J	0.2bp	G	-
0	0	0	1	J	2.0bp	G	1

3. 保証限度額は1998年央の米ドルレート換算相当額、もしくはユーロ建て表示額。金額の後の「*90%」等の表示は「共同保険率」を示す。その値が不明な場合は、「X%」と記す。被保険預金額に対する保険料率の単位は1/100% = bp (ペーシ・ポイント)。なお、「r. b.」は可変的料率制度の採用を意味する。